

高島町告示第137号

令和7年度高島町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

高島町長 高梨 忠博

令和7年度高島町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活に係る費用の支援を行うことにより、婚姻後の経済的不安の軽減を図り、婚姻の希望を叶えるとともに、地域における少子化対策及び人口減少対策の強化に資することを目的に、町が予算の範囲内で交付する高島町結婚新生活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、高島町補助金等の適正化に関する規則（昭和44年12月規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに購入した、又は賃借する町内の住宅で、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。
- (3) 引越費用 婚姻を機に新たに居住する町内の住宅に引っ越すための引越し業者又は運送業者に支払う費用をいう。
- (4) 住環境等に係る費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事に係る費用（倉庫、車庫等の工事に係る費用、門、フェンス、植栽等の外構工事に係る費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を含まない。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 補助金の交付申請時に夫婦が共に町内の住宅に住所を有していること。

- (2) 婚姻日において、夫婦の年齢が共に39歳以下であること。
- (3) 新婚世帯の所得額（申請時に取得できる直近年度の所得証明書に基づく夫婦の所得を合算した額をいう。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の就学及び生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。
- (4) 夫婦の双方が町税等を滞納していないこと。
- (5) 夫婦の双方又は一方が、次条に定める補助金の交付の対象となる経費に対して、他の公的制度等による補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 夫婦の双方が、高畠町暴力団排除条例（平成24年3月条例第8号）第2条第3号に規定する者ではないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った住居費、引越費用及び住環境等に係る費用（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額を含む。）とする。ただし、夫婦の双方又は一方が勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当の額を控除した額とし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める住宅扶助を受給している場合は、当該住宅扶助の額を控除した額とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を上限とする。

- (1) 婚姻日時点における夫婦双方の年齢が29歳以下の場合 補助対象経費の額又は60万円のいずれか低い額
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 補助対象経費の額又は30万円のいずれか低い額

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に定める書類を添えて、令和7年9月1日から令和8年3月31日までの間に町長に申請しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本（全部事項証明）

- (2) 夫婦の住民票の写し
- (3) 夫婦の所得証明書又は非課税証明書（申請時に取得できる直近年度のものに限る。）
- (4) 住宅の取得に係る契約書の写し（新たに住宅を取得する場合に限る。）
- (5) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃貸する場合に限る。）
- (6) 住宅のリフォームに係る契約書の写し（住宅をリフォームする場合に限る。）
- (7) 引越費用に係る領収書（引越し業者又は運送業者を利用した場合に限る。）
- (8) 住宅手当支給証明書（別記様式第2号）又は給与明細書等（勤務先からの住宅手当の支給の有無に関わらず提出すること。ただし、無職の場合は提出不要とする。）
- (9) 貸与型奨学金の年間返済額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (10) 生活保護法に定める住宅扶助の受給額が分かる書類（当該住宅扶助を受給している場合に限る。）
- (11) その他町長が必要と認める書類
（交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに交付の可否を決定し、結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第3号）又は結婚新生活支援事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（変更交付申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請事項について変更が生じた場合は、速やかに高島町結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書（別記様式第1号）に第6条に定める書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、高島町結婚新生活支援事業費補助金変更交付決定通知書（別記様式第3号）により、交付対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 第7条又は前条第2項の規定により通知を受けた交付決定者は、速やかに高島町結婚新生活支援事業費補助金交付請求書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(実績報告)

第11条 第7条又は第8条第2項の規定により交付決定があったときは、第6条の交付申請に係る書類の提出をもって、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書の提出があったものとみなす。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。